

3 屋外広告物

屋外広告物については、「尾道市屋外広告物条例」により、市内全域で表示面積・高さ、色彩等に一定の制限が設けられています。そのうち、本手引では、景観地区の良好な景観を保全するために定められている内容を参考としてご紹介します。

※市内全域における制限や以下の内容の詳細は、本手引と別に作成している「尾道市屋外広告物条例の解説」をご覧ください。（尾道市ホームページに掲載しています。）

表示面積、高さ等	景観地区における屋外広告物の表示面積、高さの上限は、景観地区のまちなみに調和する規模とします。
----------	---

◆景観計画区域(景観地区以外)、景観地区内の屋外広告物の種類別の表示面積・高さは、以下の通りです。規模や色彩を抑えることで、景観地区のまちなみに調和する屋外広告物となるように基準が設けられています。詳細については、「尾道市屋外広告物条例の解説」（尾道市ホームページに掲載）をご覧ください。

◆屋上広告物は、景観地区における良好な眺望景観の支障となりやすい要素となっていることから、原則として設置できません。

広告物の種類	景観地区以外		景観地区	
	面積	高さ	面積	高さ
平看板	□ 30㎡以下	□ 6m以下	□ 15㎡以下	□ 3m以下
広告塔	—	□ 10m以下	—	□ 5m以下
建築物の屋上広告物	—	□ 4.6m以下かつ建築物の高さと同等以下	設置不可	
建築物の壁面広告	□ 30㎡以下	—	□ 15㎡以下	—
建築物の突出し看板	□ 20㎡以下	—	□ 10㎡以下	—
工作物の突出し看板	□ 20㎡以下	□ 1.5m以下	□ 10㎡以下	□ 10m以下
アーチ看板	□ 30㎡以下	—	□ 20㎡以下	—
幕広告	□ 20㎡以下	—	□ 20㎡以下	—



屋上広告の禁止や、屋外広告物の表示面積・色彩の制限により尾道らしい眺望景観が守られています。



広告塔のコーポレートカラーの基調色(赤)と文字(白)の色を反転し、景観地区と調和したデザインを導入している例

広告物の基調色（地色）	広告物の基調色は彩度の高い色を使用しないこととします。
-------------	-----------------------------

- ◆景観地区においては、屋外広告物の基調色（文字等の周囲の地色）に、高彩度色の使用を控えてください。
 - ・企業のコーポレートカラーなどが決められている場合でも、その使用部位を工夫するなど、できるだけ周囲の景観との調和がとれるよう検討してください。
- ◆実際に使用する屋外広告物の基調色としては、原則、次の色彩範囲としてください。

色相がY～YRの場合	→彩度10以下
その他の色相の場合	→彩度8以下

（マンセル表色系による）

□色彩の使用の工夫例

